

知識を実践に活かす

FP実践シリーズ

相 続 編

追補版

平成25年5月制作

◆ 平成25年4月制度改正対応版

平成24年5月28日発刊の『FP実践シリーズ/相続編』の内容を補完するものです。

巻頭の「相続税・贈与税の改正の動向について」には最新情報をまとめてあります。

なお、最新データに更新されたページは、本誌の該当ページに貼りこんで利用できるよう、裏面は白地となっております。ミシン目で切り離してご使用ください。

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

目次

1. 新規追加ページ

I. 相続税・贈与税の改正の動向について（平成25年度税制改正より）	1
II. 相続税・贈与税制度改正の本誌の記載内容への影響について	6
III. その他、既施行済み事項の反映について	8

2. 最新データ更新ページ

本誌該当ページ	更新内容	ページ
※P55	一時払保険料可能額 （平成27年1月1日以降・20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合）〔概算〕	11
※P106	相続財産完全防衛額早見表 （平成27年1月1日以降）	13
P107	「死亡保険金に対する非課税金額適用の対象となる法定相続人を制限する改正案が提示されている」旨の注釈を削除	15
P121		17
P123		19
※P129	相続税額早見表 （平成27年1月1日以降）〔概算〕	21
※P130		22

（注）※印のページの更新内容は、平成27年1月1日から施行予定の法令による内容であり、ページ内容の差し替えやご活用の際にはご留意願います。

- 本書の全部または一部の複写・複製・転記載および電子データへの変換・ネットワーク上への入力等は、著作権法上の例外を除いて、禁止します。利用されたい場合は、事前に小社宛にご連絡ください。
- 小社調査データの使用については、小社への使用許諾が必要ですので、予めお問い合わせください。その他の各種調査データの内容・使用等の確認は、それぞれの出典元に直接お問い合わせください。
- 落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

I. 相続税・贈与税の改正の動向について（平成25年度税制改正より）

平成25年度税制改正では相続税・贈与税の制度について的大幅な改定が行われました。その概要は以下のとおりです。

1. 相続税の改正

相続税に係る基礎控除額および税率構造等についての改正内容は以下のとおりとされました。

(1) 基礎控除額の引き下げ【平成27年1月1日以後の相続または遺贈】

現行制度の60%の水準まで基礎控除額が引き下げられます。

[現 行]	[平成27年1月1日以後の相続等]
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

(2) 税率構造の改正【平成27年1月1日以後の相続または遺贈】

税率の段階が細分化（6段階→8段階に増加）され、一部の段階で税率が高くなります。また、最高税率が、50%から55%に引き上げられます。

[現 行]			[平成27年1月1日以後の相続等]		
各法定相続人の取得金額	税率	控除額	各法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超10,000万円以下	30%	700万円	5,000万円超10,000万円以下	30%	700万円
10,000万円超30,000万円以下	40%	1,700万円	10,000万円超20,000万円以下	40%	1,700万円
			20,000万円超30,000万円以下	45%	2,700万円
			30,000万円超60,000万円以下	50%	4,200万円
			60,000万円超	55%	7,200万円

(3) 「小規模宅地等の特例」の改正 [平成27年（一部、平成26年）1月1日以後の相続または遺贈]

小規模宅地等の特例の適用により、相続の開始の直前に被相続人等の事業や居住の用に供されていた宅地等について、所定の要件を満たすことにより、相続税の課税対象となる価額を計算する際に一定の割合を減額することができますが、この特例を適用するための要件が以下のとおり緩和されます。

(注) 以下の改正の実施時期は、①および②は平成27年1月1日以降、③および④は平成26年1月1日以降の相続または遺贈によって取得した財産が対象。

	改正項目	現行	改正後
①	特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積	240㎡	330㎡
②	特例の対象として選択する宅地等のすべてが特定事業用宅地等および特定居住用宅地等である場合	面積調整をし、最大400㎡	それぞれの適用対象面積まで適用可能 330㎡+400㎡=730㎡が最大
③	二世帯住宅 (構造上の区分のあるもの)	特例の対象外 (別居扱いのため)	特例の対象 (同居として扱う)
④	老人ホームに入所したことにより被相続人が居住しなくなった家屋の敷地である宅地等	特例の対象外 (老人ホームを自宅とみなす)	次の要件が満たされる場合に限り特例の対象 <ul style="list-style-type: none"> 被相続人に介護が必要のため入所したものであること その家屋が貸付等の用途に供されていないこと

(4) 「未成年者控除」・「障害者控除」の引き上げ [平成27年1月1日以後の相続または遺贈]

税額控除のうち、未成年控除額および障害者控除額が引き上げられます。

[現 行]		[平成27年1月1日以後の相続等]
未成年者控除	6万円×20歳までの年数	10万円×20歳までの年数
障害者控除	6万円×85歳までの年数 (特別障害者は12万円)	

2. 贈与税の改正

贈与税の取扱いについての改正内容は以下のとおりとされました。

(1) 暦年贈与の見直し（税率および税率構造の改定）[平成27年1月1日以後の贈与]

①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

基礎控除後の課税価格が300万円超3,000万円以下までについては、税率が引き下げられます。その一方、4,500万円超では税率が引き上げられ、贈与税の最高税率は55%となります。

[現 行]

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

[平成27年1月1日以後の贈与]

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

②上記以外の贈与の場合

基礎控除後の課税価格が1,000万円超で税率が引き上げられました。

[現 行]

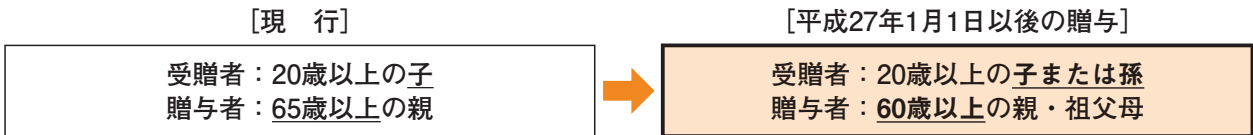
基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

[平成27年1月1日以後の贈与]

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

(2) 相続時精算課税制度の要件緩和 [平成27年1月1日以後の贈与]

相続時精算課税制度では、受贈者および贈与者の要件が緩和されました。



(3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

[平成25年4月1日～平成27年12月31日に拠出されるものに限る]

受贈者（30歳未満の者に限る）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額または拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度）までの金額に相当する部分の価額については、贈与税がかかりません。

なお、受贈者が30歳到達時点での教育資金支出額控除後の残額については、受贈者が30歳時点で贈与を受けたとして、贈与税が課税されます。

3. 事業承継税制の改正

(1) 取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件の改正・緩和

[平成27年1月1日以後の相続または遺贈]

納税猶予制度の更なる有効な活用に向けた改正が行われました。主な内容は以下のとおりです。

①納税猶予の認定や継続のための要件の一部緩和

- ・経営承継相続人等の要件のうち、被相続人の親族とする要件の撤廃（親族以外の後継者も適用対象となる）
- ・認定の有効期間中（5年間）の常時使用従業員数に関する規定の緩和 等

②経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の経過後に納税猶予税額を納付する場合、当該期間中の利子税の免除（および利子税率の軽減）

③経済産業大臣による事前確認制度の廃止（平成25年4月1日施行）

④その他の手続きの簡素化 等

(2) 相続財産に係る非上場株式を発行会社に譲渡した場合の「みなし配当課税」の特例の改正 [平成27年1月1日以後の相続または遺贈により非上場株式を取得したとみなされる個人に適用]

相続によって取得した非上場株式を発行会社に譲渡した際の譲渡益に対しては譲渡所得課税とする取扱いについて、以下の場合には「相続または遺贈によって取得した非上場株式」とみなされ、「みなし配当課税」の特例適用対象として追加されます。

- ①相続または遺贈により特定贈与者から財産を取得しない場合で、すでに相続時精算課税制度の適用で贈与を受けていた非上場株式
- ②贈与者が死亡した時点で贈与税の納税猶予の適用対象となっている非上場株式

相続税・贈与税についての平成25年度税制改正の内容と施行開始時期

	改正項目	平成25年	平成26年	平成27年～
相続税	基礎控除額の引下げ			1月1日～ →
	税率構造の改正 最高税率の引上げ			1月1日～ →
	未成年者控除額引上げ 障害者控除額引上げ			1月1日～ →
小規模宅地等の特例(相続税)	適用対象面積の拡大 (240㎡→330㎡)			1月1日～ →
	対象となる宅地等のすべてが特定事業用宅地等および特定居住用宅地等の場合の適用方法改正			1月1日～ →
	二世帯住宅の特例適用要件緩和		1月1日～ →	
	被相続人が老人ホーム入所の場合の適用要件緩和		1月1日～ →	
贈与税	税率構造の改正 ・20歳以上の直系尊属からの贈与 ・その他の場合の贈与 ・最高税率引上げ			1月1日～ →
	相続時精算課税制度の要件緩和			1月1日～ →
	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	← 平成25年4月1日～平成27年12月31日 →		
事業承継税制	取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正			1月1日～ →
	非上場株式を発行会社に譲渡した場合の「みなし配当課税」の特例の改正			1月1日～ →

II. 相続税・贈与税制度改正の本誌の記載内容への影響について

平成25年度税制改正によって、以下の箇所の本誌の記載内容に影響があります。ただし、以下の改正項目は平成26年または平成27年1月1日以後の相続・遺贈または贈与が対象となっている点にご注意願います。本誌内容に関係する箇所は以下のとおりです。

	改正項目	該当ページ（本誌の行目）
相続税	基礎控除額の引下げ	P.9（下から4行目）、P.13（11～12行目）、P.121（8行目）
	税率構造の改正 最高税率の引上げ	P.48（右15、22、23行目の金額） P.86（下から1、2、3、5行目の金額） P.89（下から13行目の金額） P.96（下から4行目の金額） P.99（2行目の金額） P.105（事例にある金額） P.106 「相続財産完全防衛額早見表」（概算）の内容 P.108 「■相続税の税額速算表」の内容 P.121 「■相続税の速算表」 P.122 設例に対する税額計算の内容 P.129～130 「相続税額早見表（概算）」の内容
	未成年者控除額引上げ 障害者控除額引上げ	P.121（相続税計算の流れ⑦の内容）
	小規模宅地等の評価減の特例改正	P.9（6行目）、 P.46 「■小規模宅地等の評価減の特例とは」の内容 P.118 「●小規模宅地等の評価減特例」の内容
贈与税	税率構造の改正 ・20歳以上の直系尊属からの贈与 ・その他の場合の贈与 ・最高税率引上げ	P.55 参考「一時払保険料可能額」の数値 P.131 贈与税の基本
	相続時精算課税制度の要件緩和	P.134 「相続時精算課税制度」の内容
事業承継税制	取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正	P.42 〈事業承継税制のベースとなる要件の概略〉 P.44（6～7行目）
	非上場株式を発行会社に譲渡した場合の「みなし配当課税」の特例の改正	P.30 後継者等が会社へ自社株を売却した時の特例

相続税計算の流れ

(留意点) P.121設例に対する税額計算の改訂は、平成27年1月1日に施行となる相続税・贈与税制度改正後の税額について、平成27年4月現在判明の情報に基づいて試算した金額の概算であり、今後の法令等により変更となる可能性があります。

P.121 設例に対する税額計算の内容についての修正

以下の内容に修正となります。

1. $15,000\text{万円} + 5,000\text{万円} - 1,000\text{万円} - (500\text{万円} \times 3\text{人}) = 17,500\text{万円}$
 2. $17,500\text{万円} - (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3) = 12,700\text{万円}$
 3. (1) 妻…… $12,700\text{万円} \times 1/2 = 6,350\text{万円}$
 $6,350\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,205\text{万円}$
(2) 長男… $12,700\text{万円} \times 1/2 \times 1/2 = 3,175\text{万円}$
 $3,175\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 435\text{万円}$
(3) 長女… $12,700\text{万円} \times 1/2 \times 1/2 = 3,175\text{万円}$
 $3,175\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 435\text{万円}$
 4. $1,205\text{万円} + 435\text{万円} + 435\text{万円} = 2,075\text{万円}$
 5. (実際に相続した財産の課税価格は、妻：8,750万円 長男：5,250万円 長女：5,250万円)
(1) 妻…… $2,075\text{万円} \times \frac{8,750\text{万円}}{17,500\text{万円}} (0.5) = 1037.5\text{万円}$
(2) 長男… $2,075\text{万円} \times \frac{5,250\text{万円}}{17,500\text{万円}} (0.3) = 622.5\text{万円}$
(3) 長女… $2,075\text{万円} \times \frac{3,500\text{万円}}{17,500\text{万円}} (0.2) = 415\text{万円}$
 6. (1) 妻……妻の場合は、配偶者の税額軽減がある
【配偶者の税額軽減】法定相続分が、16,000万円のどちらか大きい金額が税各軽減
 $17,500\text{万円} \times 1/2 = 8,750\text{万円} < 16,000\text{万円} \quad \therefore 16,000\text{万円}$
 $16,000\text{万円} > 8,750\text{万円} \quad \therefore 8,750\text{万円}$
 $2,075\text{万円} \times \frac{8,750\text{万円}}{17,500\text{万円}} = 1,037.5\text{万円} \cdots \text{税額軽減額}$
 $1,037.5\text{万円} - 1,037.5\text{万円} = 0 \quad \therefore \text{納付額 ゼロ}$
(2) 長男…622.5万円
(3) 長女…415万円
- (以下、変更なし)

Ⅲ. その他、既施行済み事項の反映について

以下の内容は平成25年5月現在ですすでに施行されている内容であり、本文の内容に追加となります。

1. 復興特別所得税の取扱い（平成23年12月税制改正により創設）

復興特別所得税は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として集中的に実施する施策のために必要な財源確保のための臨時的な税制措置として創設されました。

(1) 課税の対象期間と課税対象

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額が課税対象となる（基準所得税額は、非永住者以外の居住者について、つまり一般的にはすべての所得に対する所得税の額となる）。

(2) 税額の計算

税額＝その年分の基準所得税額×2.1%

(3) 本文に影響する箇所について

所得税の課税が発生する場合にはこの復興特別所得税が併せて課税されます。本文中で所得税課税についての記載箇所においては併せて復興特別所得税が課税される内容に修正となります。

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(平成25年度税制改正)

先述のとおり平成25年度税制改正で創設され、平成25年4月1日から施行となりました。本文のP.132「●住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置」の記述に続いて、以下の内容を挿入願います。

●教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

1. 特例措置の概要

受贈者の教育資金にあてるために祖父母等の直系尊属が金銭等を拠出し、信託銀行等の所定の金融機関等に信託等をした場合に、以下に定める信託受益権の価額または拠出された金銭等の額については贈与税が非課税となります。

2. 受贈者の要件

受贈者は30歳未満に限られます。

3. 非課税金額

受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については500万円)まで。

ただし、受贈者が30歳に達したときに、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に到達した日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

(注) 教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう。

- ・学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ・学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

4. 払出しの確認

(1) 受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出することが必要。

(2) 金融機関は提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、当該書類および記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存することが必要。

5. 適用期間

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、直系尊属から受贈者に対して拠出されたものについて適用されます。

■解説

医師の場合は、「納税資金対策」「税負担軽減対策」「遺産分割対策」のすべてが関係してきます。どの対策を優先するのかについては状況によりますが、2つまたは3つの対策を同時に進めていく必要があることも十分に考えられます。現時点で相続税がどのくらいかかってくるのかを把握していない場合には、まずはおおよその額を説明します。この設例では保険料贈与を行い、財産移転による税負担軽減対策と納税資金対策の提案です。保険料贈与を行う場合には、贈与税率が最低の10%の範囲内で行うことを基本としますが、贈与したい額や年金、納税資金、相続人の数などによりケースバイケースです。また、一度に多額の財産を生前贈与するためには「相続時精算課税制度」を活用する方法があります。しかしこの制度は、一度選択をすると暦年課税には戻れないなどのさまざまな要件がありますので、判断にあたっては必ず税理士などの専門家のアドバイスを受けることが必要です。

参考

一時払保険料可能額（平成27年1月1日以降・20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合）【概算】

贈与金額 ①	贈与税率	速算控除額	贈与税額 ②	税負担率 (②÷①×100)	一時払保険料 可能額(①-②)
110万円	—	—	—	—	110万円
210万円	10%	0万円	10万円	4.8%	200万円
310万円	10%	0万円	20万円	6.5%	290万円
410万円	15%	10万円	35万円	8.5%	375万円
510万円	15%	10万円	50万円	9.8%	460万円
610万円	20%	30万円	70万円	11.5%	540万円
710万円	20%	30万円	90万円	12.7%	620万円
810万円	30%	90万円	120万円	14.8%	690万円
910万円	30%	90万円	150万円	16.5%	760万円
1,010万円	30%	90万円	180万円	17.8%	830万円
1,110万円	30%	90万円	210万円	18.9%	900万円
1,210万円	40%	190万円	250万円	20.7%	960万円
1,310万円	40%	190万円	290万円	22.1%	1,020万円
1,410万円	40%	190万円	330万円	23.4%	1,080万円
1,510万円	40%	190万円	370万円	24.5%	1,140万円
1,610万円	40%	190万円	410万円	25.5%	1,200万円
2,110万円	45%	265万円	635万円	30.1%	1,475万円
2,610万円	45%	265万円	860万円	33.0%	1,750万円
3,110万円	45%	265万円	1,085万円	34.9%	2,025万円
3,610万円	50%	415万円	1,335万円	37.0%	2,275万円
4,110万円	50%	415万円	1,585万円	38.6%	2,525万円
4,610万円	50%	415万円	1,835万円	39.8%	2,775万円
5,110万円	55%	640万円	2,110万円	41.3%	3,000万円
5,610万円	55%	640万円	2,385万円	42.5%	3,225万円
6,110万円	55%	640万円	2,660万円	43.5%	3,450万円

〔注〕相続時精算課税制度を選択しない場合です。

相続財産完全防衛額早見表（平成27年1月1日以降）

（単位：万円）

遺産総額	配偶者がいる場合の保険金額				配偶者がいない場合の保険金額			
	配偶者と 子ども1人	配偶者と 子ども2人	配偶者と 子ども3人	配偶者と 子ども4人	子ども1人	子ども2人	子ども3人	子ども4人
4,000万円	0	0	0	0	45	0	0	0
5,000万円	43	11	0	0	189	89	23	0
6,000万円	95	63	32	0	365	200	134	67
7,000万円	173	121	85	53	600	377	245	178
8,000万円	254	187	148	107	886	553	389	289
9,000万円	336	260	214	174	1,315	730	565	400
10,000万円	423	341	281	240	1,743	950	742	577
11,000万円	534	431	347	307	2,172	1,200	918	753
12,000万円	645	526	442	379	2,767	1,450	1,094	930
13,000万円	756	623	538	460	3,434	1,772	1,301	1,106
14,000万円	906	718	634	548	4,100	2,200	1,550	1,282
15,000万円	1,083	843	738	645	4,767	2,629	1,800	1,459
16,000万円	1,259	972	866	761	5,434	3,057	2,051	1,650
17,000万円	1,436	1,115	992	888	6,100	3,486	2,300	1,900
18,000万円	1,612	1,257	1,119	1,014	6,873	3,915	2,657	2,150
19,000万円	1,789	1,400	1,246	1,142	7,691	4,343	3,086	2,400
20,000万円	1,965	1,543	1,373	1,268	8,509	4,867	3,515	2,650
21,000万円	2,142	1,686	1,499	1,395	9,328	5,534	3,943	2,900
22,000万円	2,325	1,829	1,630	1,521	10,146	6,200	4,372	3,150
23,000万円	2,575	1,982	1,772	1,649	11,000	6,867	4,800	3,543
24,000万円	2,825	2,194	1,930	1,775	12,000	7,534	5,229	2,920
25,000万円	3,075	2,406	2,106	1,928	13,000	8,200	5,658	4,400
26,000万円	3,325	2,619	2,290	2,087	14,000	8,867	6,086	4,829
27,000万円	3,575	2,831	2,459	2,247	15,000	9,534	6,514	5,257
28,000万円	3,825	3,043	2,636	2,412	16,000	10,200	6,967	5,686
29,000万円	4,075	3,255	2,812	2,589	17,000	10,867	7,634	6,114
30,000万円	4,325	3,467	2,989	2,765	18,000	11,534	8,300	6,543
35,000万円	5,575	4,528	3,976	3,647	23,000	15,382	11,634	8,686
40,000万円	6,910	5,626	5,037	4,530	28,489	19,473	14,967	11,734
45,000万円	8,362	6,975	6,185	5,616	34,600	24,000	18,300	15,067
50,000万円	9,813	8,324	7,340	6,770	40,711	29,000	22,255	18,400
55,000万円	11,334	9,674	8,493	7,924	46,823	34,000	26,346	21,734
60,000万円	13,000	11,123	9,852	9,125	52,934	39,000	30,473	25,067
65,000万円	14,667	12,575	11,304	10,376	59,045	44,000	35,000	29,127
70,000万円	16,334	14,026	12,755	11,625	65,156	49,000	40,000	33,218
75,000万円	18,000	15,571	14,207	12,936	71,267	54,533	45,000	37,309
80,000万円	19,667	17,128	15,658	14,387	77,378	60,645	50,000	41,400
85,000万円	21,334	18,686	17,110	15,839	83,489	66,756	55,000	46,000
90,000万円	23,000	20,243	18,562	17,291	89,600	72,867	60,000	51,000
95,000万円	24,667	21,801	20,013	18,742	95,711	78,978	65,000	56,000
100,000万円	26,407	23,358	21,465	20,194	101,823	85,089	70,001	61,000

〔注〕①法定相続人が法定相続分で相続するものとします。

②配偶者の税額軽減のみ適用、子どもは成人とします。

③生命保険の死亡保険金の非課税限度額（500万円×法定相続人の数）は考慮済です。

「相続税型」と「所得税型」を上手に活用

生命保険の契約形態は、契約者・被保険者＝夫、死亡保険金受取人＝妻というように、受け取った死亡保険金に相続税が課税されるタイプ（「相続税型」）が一般的です。しかし、総合的に相続対策を考えた場合、死亡保険金に所得税・住民税が課税されるタイプ（「所得税型」）で加入した方が有利になる場合もあるので、「相続税型」「所得税型」をそれぞれ上手く活用する必要があります。

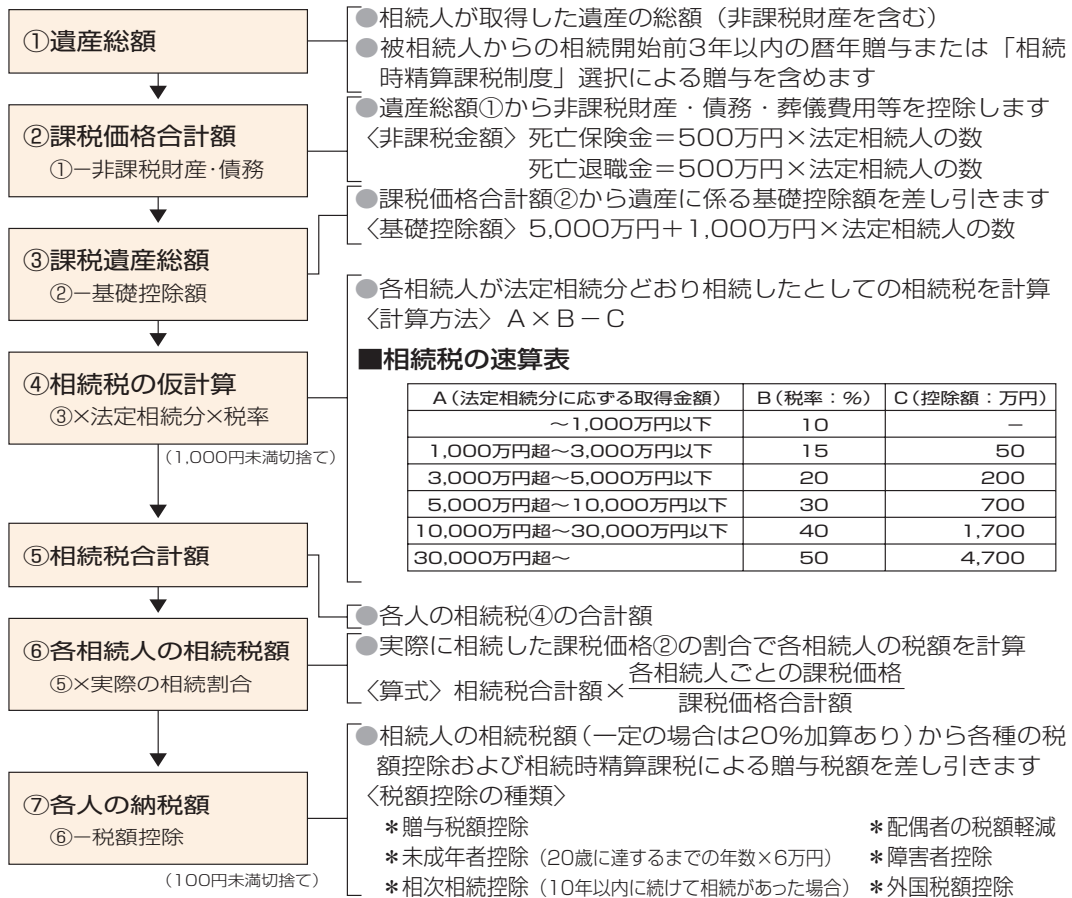
型	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類	課税対象額
相続税型	父	父	子	相続税	死亡保険金－(500万円×法定相続人の数) ※受取人が相続人の場合のみ
所得税型	子	父	子	所得税・住民税 (一時所得)	(死亡保険金－払込保険料－50万円)×1/2



型	相続税型	所得税型
メリット	死亡保険金を相続人が受け取った場合、非課税額の適用（非課税限度額＝500万円×法定相続人の数）が可能。	死亡保険金を受け取っても、相続財産は増加しない。
デメリット	受け取った死亡保険金が、みなし相続財産として相続財産に加えられる。	死亡保険金が一時的所得となり、所得税・住民税が課税される。 課税所得金額が増加する。

相続税に関する基礎知識

相続税計算の流れ



相続税に関する基礎知識

設例

相続人である妻と子ども2人(長男22歳、長女20歳)が次の財産を相続しました。相続税はどのくらいになるのでしょうか。「相続時精算課税制度」は選択していません。

- 現金・預金、土地、建物等…15,000万円
- 死亡保険金(受取人は妻)……5,000万円
- 債務、葬式費用等……1,000万円

生命保険金の非課税金額の適用

■契約者・被保険者（＝被相続人）、死亡保険金受取人（＝相続人）の場合

死亡保険金のうち「500万円×法定相続人の数」までの金額については、相続税はかかりません。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^*$$

※相続放棄者は、非課税金額の適用はありませんが、法定相続人の数には含まれます。

注意点

- 生命保険金の非課税金額の適用は、相続人が生命保険金を受け取った場合に限られます。
- 相続を放棄した法定相続人は、非課税金額を適用することはできません。
- 法定相続人の数に加えられる養子の数は、実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までです。
- 年金受給中の人の死亡により、継続受取人が受給権を相続した場合は、非課税金額の適用はありません。
- 生命保険金の非課税金額の適用は、すべての死亡保険金を合算して「500万円×法定相続人の数」までとなります。

●取得した死亡保険金が非課税限度額を超える場合

次の計算式で計算した額が、それぞれの相続人の非課税金額になります。

$$\text{生命保険金の非課税限度額 (500万円} \times \text{法定相続人の数}^*) \times \frac{\text{その相続人が取得した死亡保険金の合計額}}{\text{すべての相続人が取得した死亡保険金の合計額 (相続放棄者分を除く)}} = \text{その相続人の非課税金額}$$

※法定相続人の数には、相続放棄者も含まれます。

ワンポイントアドバイス!

みなし相続財産となる保険金の対象範囲

相続または遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する保険金の範囲には、日本の保険業法の免許等を受けていない外国の保険業者と締結された生命保険契約または損害保険契約に係る保険金も含まれます。したがって、所定の要件を満たせば、生命保険金の非課税の特典を適用することができます。

相続税額早見表(平成27年1月1日以降) [概算]

(単位：万円)

遺産総額 (課税価格)	相続人	配偶者がいる場合			配偶者がいない場合		
		配偶者+子1人	配偶者+子2人	配偶者+子3人	子1人	子2人	子3人
1,000		0	0	0	0	0	0
2,000		0	0	0	0	0	0
3,000		0	0	0	0	0	0
4,000		0	0	0	40	0	0
5,000		40	10	0	160	80	20
6,000		90	60	30	310	180	120
7,000		160	113	80	480	320	220
8,000		235	175	138	680	470	330
9,000		310	240	200	920	620	480
10,000		385	315	263	1,220	770	630
11,000		480	393	325	1,520	960	780
12,000		580	480	403	1,820	1,160	930
13,000		680	568	490	2,120	1,360	1,080
14,000		780	655	578	2,460	1,560	1,240
15,000		920	748	665	2,860	1,840	1,440
16,000		1,070	860	768	3,260	2,140	1,640
17,000		1,220	975	880	3,660	2,440	1,840
18,000		1,370	1,100	993	4,060	2,740	2,040
19,000		1,520	1,225	1,105	4,460	3,040	2,240
20,000		1,670	1,350	1,218	4,860	3,340	2,460
21,000		1,820	1,475	1,330	5,260	3,640	2,760
22,000		1,970	1,600	1,443	5,660	3,940	3,060
23,000		2,120	1,725	1,555	6,060	4,240	3,360
24,000		2,270	1,850	1,675	6,480	4,540	3,660
25,000		2,460	1,985	1,800	6,930	4,920	3,960
26,000		2,660	2,160	1,940	7,380	5,320	4,260
27,000		2,860	2,335	2,090	7,830	5,720	4,560
28,000		3,060	2,510	2,240	8,280	6,120	4,860
29,000		3,260	2,685	2,390	8,730	6,520	5,160
30,000		3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460
31,000		3,660	3,035	2,690	9,630	7,320	5,760
32,000		3,860	3,210	2,840	10,080	7,720	6,060
33,000		4,060	3,385	2,990	10,530	8,120	6,360
34,000		4,260	3,560	3,140	11,000	8,520	6,660
35,000		4,460	3,735	3,290	11,500	8,920	6,980
36,000		4,660	3,910	3,455	12,000	9,320	7,380
37,000		4,860	4,085	3,630	12,500	9,720	7,780
38,000		5,060	4,260	3,805	13,000	10,120	8,180
39,000		5,260	4,435	3,980	13,500	10,520	8,580
40,000		5,460	4,610	4,155	14,000	10,920	8,980
41,000		5,660	4,785	4,330	14,500	11,320	9,380
42,000		5,860	4,960	4,505	15,000	11,720	9,780
43,000		6,060	5,135	4,680	15,500	12,120	10,180
44,000		6,260	5,310	4,855	16,000	12,520	10,580
45,000		6,480	5,493	5,030	16,500	12,960	10,980
46,000		6,705	5,705	5,213	17,000	13,410	11,380
47,000		6,930	5,918	5,400	17,500	13,860	11,780
48,000		7,155	6,130	5,588	18,000	14,310	12,180
49,000		7,380	6,343	5,775	18,500	14,760	12,580
50,000		7,605	6,555	5,963	19,000	15,210	12,980

(注) ①遺産総額(課税価格)は基礎控除前です。基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数
 ②法定相続人が法定相続分で相続するものとします。 ③配偶者の税額軽減のみ適用、子どもは成人とします。

(単位：万円)

遺産総額 (課税価格)	相続人	配偶者がいる場合			配偶者がいない場合		
		配偶者+子1人	配偶者+子2人	配偶者+子3人	子1人	子2人	子3人
51,000		7,830	6,768	6,150	19,500	15,660	13,380
52,000		8,055	6,980	6,338	20,000	16,110	13,780
53,000		8,280	7,193	6,525	20,500	16,560	14,180
54,000		8,505	7,405	6,713	21,000	17,010	14,580
55,000		8,730	7,618	6,900	21,500	17,460	14,980
56,000		8,955	7,830	7,088	22,000	17,910	15,380
57,000		9,180	8,043	7,275	22,500	18,360	15,780
58,000		9,405	8,255	7,463	23,000	18,810	16,180
59,000		9,630	8,468	7,650	23,500	19,260	16,580
60,000		9,855	8,680	7,838	24,000	19,710	16,980
61,000		10,080	8,893	8,025	24,500	20,160	17,380
62,000		10,305	9,105	8,213	25,000	20,610	17,780
63,000		10,530	9,318	8,400	25,500	21,060	18,180
64,000		10,755	9,530	8,588	26,020	21,510	18,580
65,000		11,000	9,745	8,748	26,570	22,000	18,990
66,000		11,250	9,970	8,985	27,120	22,500	19,440
67,000		11,500	10,195	9,210	27,670	23,000	19,890
68,000		11,750	10,420	9,435	28,220	23,500	20,340
69,000		12,000	10,645	9,660	28,770	24,000	20,790
70,000		12,250	10,870	9,885	29,320	24,500	21,240
71,000		12,500	11,095	10,110	29,870	25,000	21,690
72,000		12,750	11,320	10,335	30,420	25,500	22,140
73,000		13,000	11,545	10,560	30,970	26,000	22,590
74,000		13,250	11,770	10,785	31,520	26,500	23,040
75,000		13,500	11,995	11,010	32,070	27,000	23,490
76,000		13,750	12,220	11,235	32,620	27,500	23,940
77,000		14,000	12,445	11,460	33,170	28,000	24,390
78,000		14,250	12,670	11,685	33,720	28,500	24,840
79,000		14,500	12,895	11,910	34,270	29,000	25,290
80,000		14,750	13,120	12,135	34,820	29,500	25,740
81,000		15,000	13,345	12,360	35,370	30,000	26,190
82,000		15,250	13,570	12,585	35,920	30,500	26,640
83,000		15,500	13,795	12,810	36,470	31,000	27,090
84,000		15,750	14,020	13,035	37,020	31,500	27,540
85,000		16,000	14,248	13,260	37,570	32,000	27,990
86,000		16,250	14,485	13,485	38,120	32,500	28,440
87,000		16,500	14,723	13,710	38,670	33,000	28,890
88,000		16,750	14,960	13,935	39,220	33,500	29,340
89,000		17,000	15,198	14,160	39,770	34,000	29,790
90,000		17,250	15,435	14,385	40,320	34,500	30,240
91,000		17,500	15,673	14,610	40,870	35,000	30,690
92,000		17,750	15,910	14,835	41,420	35,500	31,140
93,000		18,000	16,148	15,060	41,970	36,000	31,590
94,000		18,250	16,385	15,285	42,520	36,500	32,040
95,000		18,500	16,623	15,510	43,070	37,000	32,500
96,000		18,750	16,860	15,735	43,620	37,500	33,000
97,000		19,000	17,098	15,960	44,170	38,000	33,500
98,000		19,250	17,335	16,185	44,720	38,500	34,000
99,000		19,500	17,573	16,410	45,270	39,000	34,500
100,000		19,750	17,810	16,635	45,820	39,500	35,000

[注] ①遺産総額（課税価格）は基礎控除前です。基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数
 ②法定相続人が法定相続分で相続するものとします。 ③配偶者の税額軽減のみ適用、子どもは成人とします。